



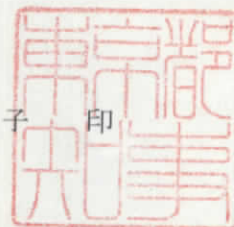
第3号様式(第3条関係)

29総人人第632号
平成29年7月20日

一部開示決定通知書

三宅 勝久 様

東京都知事 小池 百合子 印



平成29年7月6日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を開示することを決定したので通知します。

1 公文書の件名	職員別給与簿 (2017年分)	
2 公文書の開示の日時及び場所	日 時	後日調整
	場 所	後日調整
3 開示の方法	写しの交付	
4 開示しない部分並びに開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	職員番号、氏名、生年月日、住所及び給与に関する情報は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、東京都情報公開条例第7条第2号に該当し、既に公になっている情報を除き、非開示とする。	
5 東京都情報公開条例第13条第2項の規定に該当する場合の公文書の開示をすることができる時期	/	
6 事務担当課	総務局人事部人事課 電話 03 - 5321 - 1111 内線 24 - 512	
7 備 考	○開示手数料（開示文書＝2枚） ・20円 写し 10円×2枚＝20円	

注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で事務担当課まで連絡してください。

2 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

3 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記2の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。